

## 公募型簡易プロポーザル方式に係わる手続開始の公告

下記の委託業務について、公募型簡易プロポーザルに係わる手続開始にあたり、参加希望者の募集を行うので公告する。

令和 8 年 8 月 19 日

静岡県知事 鈴木 康友

### 1 業務概要

#### (1) 業務名

令和 8 年度流域治水広報資料作成業務委託

#### (2) 業務概要

静岡県では、気候変動の影響により頻発化・激甚化する水災害に対し、市町・企業・住民等のあらゆる関係者が協働し、流域全体で水災害対策を行う「流域治水」に取り組んでいる。こうした流域治水の実効性を高めるには、適切な避難行動やリスクに応じた住まい方の工夫など、企業や住民が、その目的を理解し、主体的に取り組むことが極めて重要である。特に、流域の市街化が進んだ河川では、雨水を一時的に貯めたり、地中にしみ込ませることで河川の負担を軽減する流出抑制は非常に効果的であり、これまでの行政レベルで行われてきた取り組みを工場や宅地、田んぼなど、企業や住民レベルに拡大していくことが求められている。

本業務は、県民の流域治水に対する理解を促進し、主体的な行動につながることを目的とした広報用ツールを制作する。

#### (3) 履行期限

令和 9 年 3 月 17 日（水）限り

#### (4) 契約限度額

本業務の契約限度額は、7,000,000 円（消費税込み）とする。

### 2 参加表明書及び企画提案書を提出するために必要な要件

次の(1)から(9)までの全てを満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 静岡県内に本社または営業所等の拠点を有する者であること。
- (3) 国又は地方公共団体との契約に関して入札参加停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 直近 1 年間に於いて、法人税、消費税及び地方消費税を滞納している者でないこと。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）による更生手続き開始の申立てがなされている者（更生手続き開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）による再生手続き開始の申立てがなされている者（再生手続き開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (6) 静岡県の一般業務委託競争入札参加資格において、「広告代理」の営業種目に競争入札参加資格を有する者、又は新たに資格審査を受けて参加表明期日までに参加資格を認

められた者であること。

- (7) 平成 28 年 4 月以降に、静岡県交通基盤部が発注した業務委託の実績を有すること。  
(元請として完了したものに限る。)
- (8) 管理責任者及び担当責任者を配置できる者であること。また、担当責任者は管理責任者を兼ねることができるが、この場合、「予定責任者の経験及び業務実施能力」の評価時においては、管理責任者としての評価を行い、担当責任者としての評価はしないものとする。
- (9) 次のアからキのいずれにも該当しないこと。
  - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 号に該当する団体（以下「暴力団」という。）
  - イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者
  - ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者
  - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者
  - オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者
  - カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
  - キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

### 3 説明書等の配布期間、配布場所及び配布方法

#### (1) 配布期間

令和 8 年 8 月 19 日（水）の午前 9 時から令和 8 年 9 月 4 日（金）の午後 4 時まで

#### (2) 配布場所及び配布方法

静岡県ホームページに掲載する。

<URL <https://www.pref.shizuoka.jp/kensei/nyusatsukobai/1082273/index.html>>

### 4 参加表明書及び企画提案書の提出

#### (1) 提出期間

##### ア 参加表明書

令和 8 年 8 月 19 日（水）～令和 8 年 9 月 4 日（金）

（土曜日、日曜日及び祝日を除く）の午前 9 時から午後 5 時までの間

##### イ 企画提案書

令和 8 年 8 月 19 日（水）～令和 8 年 9 月 4 日（金）

（土曜日、日曜日及び祝日を除く）の午前 9 時から午後 5 時までの間

#### (2) 提出先

静岡県交通基盤部河川砂防局河川企画課 流域治水対策班

〒420-8601 静岡県葵区追手町9番6号 県庁本館2階

電話番号 054-221-2458 E-mail kasenki@pref.shizuoka.lg.jp

(3) 提出方法

上記提出先まで持参若しくは郵送にて提出すること。

5 ヒアリング以降の審査対象者の選定

参加表明書及び企画提案書を提出した者が5者を超えた場合は、「予定責任者の経験及び能力」等の評価を行い、評価の上位5者程度をヒアリング以降の審査対象者として選定する。

ヒアリング以降の審査対象者に選定された者に対しては、選定通知書により令和8年9月8日（火）までに通知する。

6 非選定理由に関する事項

(1) 参加表明書及び技術提案書を提出した者のうち、ヒアリング以降の審査対象者に選定されなかった者に対しては、選定されなかった旨と、その理由（非選定理由）を書面（非選定通知書）により令和8年9月8日（火）までに通知する。

(2) (1)の通知を受けた者は、非選定通知の翌日から令和8年9月15日（火）（土曜日、日曜日及び祝日を除く）までに書面（様式自由）により、発注者に対し非選定理由について、説明を求めることができる。

(3) 説明を求められたときは、説明を求めた者に対し、説明要求締切日の翌日から10日以内までに書面により回答する。

(4) (2)の書面は、4(2)に示す静岡県交通基盤部河川砂防局河川企画課 流域治水対策班まで提出すること。

提出方法は、電子メール、電送、持参、郵送のいずれの方法でも可とする。ただし、電子メール及び電送にて送信の場合、その旨を電話で連絡すること。

7 契約予定者を特定するための基準

(1) 次に掲げる評価項目の評価が最も高い者を契約予定者として特定するものとする。

ただし、評価の最も高い者が2者以上あるときは、その中で見積額の最も低い者を特定することとし、また、見積額の最も低い者が2者以上あるときは、当該者のくじ引きにより契約予定者を特定する。

ア 予定責任者の経験及び業務実施能力

イ 業務実施方針等

ウ 特定テーマ①に対する提案

エ 特定テーマ②に対する提案

オ ヒアリング

(2) 契約予定者に特定された者に対しては、特定通知書により令和8年9月28日（月）までに通知する。

## 8 非特定者理由に関する事項

- (1) 企画提案書を提出した者のうち、契約予定者に特定されなかった者（「5 ヒアリング以降の審査対象者の選定」によりヒアリング以降の審査対象者に選定されなかった者を除く）に対しては、特定されなかった旨と、その理由（非特定理由）を書面（非特定通知書）により令和8年9月28日（月）までに通知する。
- (2) (1)の通知を受けた者は、非特定通知の翌日から令和8年10月5日（月）（土曜日、日曜日及び祝日を除く）までに書面（様式自由）により、発注者に対し非特定理由について、説明を求めることができる。
- (3) 説明を求められたときは、説明を求めた者に対し、説明要求締切日の翌日から10日以内までに書面により回答する。
- (4) (2)の書面は、4(2)に示す静岡県交通基盤部河川砂防局河川企画課 流域治水対策班まで提出すること。提出方法は、電子メール、電送、持参、郵送のいずれの方法でも可とする。ただし、電子メール及び電送にて送信の場合、その旨を電話で連絡すること。

## 9 その他

- (1) 詳細は、令和8年度流域治水広報資料作成業務委託「公募型簡易企画提案募集要領」「企画提案仕様書」による。
- (2) 手続きに用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。
- (3) 照会窓口は、〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号 静岡県交通基盤部河川砂防局河川企画課 流域治水対策班とする。